

第三十八号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例  
 右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例  
 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一 議会総務費	人口	一人につき 二四、七四三円
二 民生費		
1 社会福祉費	人口	一人につき 一五、一八八円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 七五、九七四円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八八、八七五円
4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき 一四九、二四二円

5 国民健康保険事業助成費 6 後期高齢者医療制度事業助成費	区立保育所入所児童数 私立保育所入所児童数 被保険者数 被保険者数	一人につき 一、五五九、七五九円 一人につき 七一三、六六六円 一人につき 一三、三五八円 一人につき 七九、二〇九円
三 衛生費 1 衛生費	人口	一人につき 九、九八二円
四 清掃費 1 清掃総務費 2 収集作業費 3 収集車両費 4 処理処分費	人口 人口 人口 人口	一人につき 四六〇円 一人につき 五、五三八円 一人につき 一、五五四円 一人につき 二、七三三円
五 経済労働費 1 生活経済費 2 産業経済費	人口 事業所数	一人につき 四五三円 一箇所につき 七四、八三四円
六 土木費 1 建築公害費 2 都市整備費 3 道路橋りょう費 4 公園費	人口 人口 道路面積 公園面積	一人につき 二、四八三円 一人につき 一、一一二円 一平方メートルにつき 五六円 一平方メートルにつき 一、五五六円
七 教育費		

経費の種類	測定単位	単位数	費用
一 議会総務費 1 議会総務費 二 民生費 1 社会福祉費	人口 人口	一人につき 一人につき	三、八三八円 一、五六八円
二 投資的経費 八 その他諸費 1 公債費 2 財産費 3 その他行政費	児童数 学級数 学級数 生徒数 学校数 学校数 児童生徒数 幼稚園数 人口 元利償還金 年度支払額 人口	一人につき 一学級につき 一校につき 一人につき 一学級につき 一校につき 一人につき 一箇所につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき	四一、九四四円 一、一〇七、二三一円 一〇九、四七〇、〇九五円 四四、七九五円 一、六二八、〇八一円 一一四、六〇三、八九七円 二八、九一一円 五三、九九七、七四三元 六、四一六円 一円 一円 一五、〇〇二元

2	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	一三、六四五円
3	児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	四六、三九〇円
三 衛生費				
1	衛生費	人口	一人につき	一、〇四八円
四 清掃費				
1	収集作業費	人口	一人につき	五九八円
2	処理処分費	人口	一人につき	三、一三二円
五 経済労働費				
1	生活経済費	人口	一人につき	三七九円
六 土木費				
1	建築公害費	人口	一人につき	一、八五二円
2	都市整備費	人口	一人につき	二二一円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一六八円
4	公園費	人口	一人につき	二、一四八円
七 教育費				
1	小学校費	学校数	一校につき	二五七、九一三、五〇〇円
2	中学校費	学校数	一校につき	二七四、〇六九、八八九円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	九、四七四円
		園児数	一人につき	三二一、六八一円
		人口	一人につき	五、六三七円

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改める必要がある。